

第3章

技術発展と特許法

はじめに

1980年代に入り、高度技術産業の育成に取り組み出したアジア NIEs では、産業・貿易構造の高度化が着実に進んでいる。特に、輸出産業についてはハイテク産業の育成に重点を置き、ハイテク製品の持続的な輸出増大を達成した。その結果、これらの輸出品は先進国産業を脅かすようになり、ハイテク貿易摩擦を生じるにいたった。このように技術力をつけてきたアジア NIEs に対して先進国、特にアメリカは知的所有権の保護強化を要請した。

特許保護についてはアジア NIEs は工業化の初期の段階から特許法を有していた。しかし、連合王国特許登録法を有する香港とシンガポールは別として、韓国と台湾の特許法は先進国法と比べて特許に対する保護を低い水準にとどめていた。アメリカとの密接な経済・通商関係にある両国は、アメリカとの知的所有権保護に関する二国間交渉で特許法の改正に合意した。韓国の特許法は1980年代に4回改正されて先進国型の法律となった。台湾の特許法は改正により先進国型の法律に近づいてはいるが韓国に比べて国際的調整は遅れている。このため、同法の改正が検討されてきたが、90年3月に特許法改正案が出されており、さらに先進国型の特許法に近づけようとしている。

1980年代にはアジア NIEs は技術開発体制、特に研究開発体制の確立に向けて種々の支援策を行なってきた。特許法は一定のルールのもとに新技術

(発明)を保護することにより、研究開発活動の実施を円滑に促進することに寄与している。したがって、この法律に基づく特許制度は、新技術研究開発の発展の基盤となっている。けれども、研究開発には多額の資金を要するので、アジア NIEs では民間の研究開発に対して補助金の交付、低利融資または税制上の優遇措置などの政策を実施し、発明活動を支援している。自主技術研究開発政策は、香港を除き韓国、台湾とシンガポールでは経済開発計画の重点項目の一つとなっている。この政策を実施するための立法措置ないし制度的支援が各国で積極的に採られてきている。

韓国と台湾が特許法の国際的調整に踏みきった背景には、上述のように外圧はあったものの、将来の技術立国を目指して自主技術研究開発に積極的に取り組んでいるからだと思われる。シンガポールと香港は独自の特許法案を検討中であるといわれているが、今までのところ前述の特許登録法を有するのみである。シンガポールはこの他に特許(強制実施権)法がある。また、シンガポールは韓国ほどではないとしても研究開発政策を推進するために各種の制度を設け充実させてきた。香港については政府の技術開発政策は特になく、企業の自主性に委ねられている。

本章では、まず、アジア NIEs の研究開発政策を中心に技術発展政策と法の対応について述べ、次に特許法の実体規定を中心に、WIPO、GATT における特許制度の国際的調和ないし調整に留意しつつ比較検討する。

I アジア NIEs の技術発展政策と法の対応

1. 科学技術政策の沿革と法の整備

(1) 韓 国

韓国の1960年代の科学技術政策⁽¹⁾は、科学技術教育の強化、科学技術基盤の深化、外国技術の輸入促進であった。60年1月に外資導入促進法が新た

に制定され、61年12月に第1次5カ年計画(1962~66年)開始にあたり同法の改正があった。この法律でいう外資には無体財産権(特許権、商標権、著作権その他)が含まれていた(同法12条)。特許法の存在が工業化の初期の段階から特許技術の導入を可能にした(表1)。特許などの保護に関してはアメリカ軍政法令第91号による特許法が施行されていたが、61年12月にその大改正があった(特許法の改正については後述)。第2次5カ年計画(1967~71年)の初年度にあたる67年に科学技術処が設立され、科学技術の発展を重要な政策目標として掲げた。同年、科学技術振興法が制定された。この法律は、科学技術の振興に関する総合的基本政策と計画を樹立し、その施行のための体制の確立と財政措置の講究に関する事項を規定した。67年の科学技術投資(R&D支出)の対GNP比は0.47%で、投資実績の政府対民間の比率は87対13であった(表2)。この時期から80年代の初めまで韓国の技術開発体制は政府主導であった。また61年外資導入促進法に代わって、66年に外資導入法が制定され、技術導入政策が確立した。

1970年代の科学技術政策は、技術訓練の拡大、輸入技術を適正化するため

表1 特許と関連した技術導入

5カ年計画	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次
年 度	1961~66	1967~71	1972~76	1977~81	1982~86	1987
件 数 (%)	7 (21.2)	29 (10.2)	138 (31.8)	324 (26.5)	1,016 (48.9)	281 (44.1)

(注) 技術導入総件数については第6章、表1所収。

(出所)『韓国科学技術年鑑』、1988年、他。

表2 科学技術投資実績と計画(韓国)

(単位:10億ウォン)

年 度 区 分	1967	1972	1977	1982	1987	1991	1996	2001
科 技 投 資	6.0	14.5	158.9	555.0	2,063	4,485	10,087	21,213
対GNP比(%)	0.47	0.36	0.88	1.09	2.12	3.0	4.0	5.0
政 府 : 民 間	87:13	72:28	64:36	52:48	28:72	24:76	29:71	30:70

(出所)『韓国科学技術年鑑』、1988年、25ページ。

の制度的機構の改善、産業ニーズに合致する研究の促進であった。72年に技術開発促進法が制定された。この法律は産業技術の自主的開発と導入技術の消化改良を促進することを目的とした。その後、政府がこの法律のもとに民間企業の技術開発に対して税制、資金面での支援体制、重要戦略産業分野の民間企業の技術開発に必要な研究施設の設立、新技術製品の製造者の保護などを実現するために77年に技術開発促進法が改正された。また、78年には技術導入の一部自由化を実施する一方、第4次5カ年計画(1977~81年)中に導入を必要とする分野別導入技術を選定し、国内技術を短期間のうちに向上させるための誘導政策を行なった。

1980年代の科学技術政策は、国家R&Dプロジェクトの効率的な遂行、産業技術開発の促進、最高水準の科学者と技術者の育成であった。これらの政策の遂行のため技術開発促進法が81年、86年、89年に改正された。81年の同法の改正により、核心産業技術を重点的に開発させるために特定研究開発事業計画を樹立し、年度別に研究課題を選定して企業付設研究所その他において研究させることとした。例えば、89年度のこの事業の重点研究課題は情報産業技術(半導体、コンピューター、ソフトウェア)、材料関連技術(精密化学、生命工学、新素材、工業化工程、産業要素技術)、エネルギー・資源技術、巨大科学技術(海洋、航空、宇宙)、公共福祉技術(環境、保健)の分野から選定された⁽²⁾。また、民間の自主技術開発体制に対する強力な支援体制が同法の改正により整えられた。87年に第6次5カ年計画(1987~91年)が着手されたが、この年の科学技術投資の対GDP比は2.12%で、同投資実績の政府対民間の比率は28:72となり民間主導による技術開発体制が確立されたと言える(表2)。なお、2000年に対する科学技術発展長期計画1987~2001年⁽³⁾が科学技術処により策定されており、2001年の科学技術投資の対GDP比は5%を目指している。

技術開発促進法の他に、企業の技術開発の促進を産業構造の高度化の側面から支援する法律として、1980年韓国技術開発株式会社法(81年と84年改正)がある。また、新技術の事業化促進を工業の合理化の側面から支援する法と

して86年工業発展法がある。この法律の定める新技術事業に対する資金の供給を円滑にするため88年新技術事業金融支援に関する法律が制定された。この法律と韓国技術開発株式会社法は、中小企業に対する事業資金の優先的支援を定めている。これらの他に特定研究開発機関育成法、産業技術研究組合育成法、技術用役法がある。なお、88年に外資導入法施行令が改正された(第6章、224ページ参照)。

(2) 台湾

台湾における科学技術振興政策は、1959年の国家長期科学発展計画綱領の採択にさかのぼることができる。同年、科学技術振興のための常設機構として国家長期科学発展委員会が設置され、その後改組され現在の行政院国家科学委員会に引き継がれている。

1968年には国家科学開発計画が作成され、3期(毎期4年)12年にわたり実施された。79年に科学技術発展方策が行政院で採択されるまでは、民間の自主技術開発を積極的に推進するための関係法の整備はなされてこなかった。しかし、民間企業が工業化の初期の段階から必要な技術を外国から導入する制度は50年代前半から整備されてきた。即ち、54年外国人投資条例、55年華僑帰国投資条例、60年投資奨励条例、62年技術合作条例である。なお、特許法は44年に制定され、49年から施行されている(特許法の改正については後述)。54~86年外国人投資条例では、投資方式として特許権を元本とする出資を認め、投資事業の種類として科学技術の研究開発に従事する事業を定めている。

さきに述べた科学技術発展方策は、台湾科学技術振興の母法ともいえるもので1983年に修正され、86年からの国家科学技術発展十年長期計画に引き継がれている。上記の方策の実施は、台湾における科学技術開発の体系的な企画および科学技術開発の全面的推進の開始といわれている⁽⁴⁾。

科学技術発展方策の基本目標は、国防工業の強化、経済建設の支援および国民の福祉増進のために科学技術開発を推進しようとするものである。この

表 3 全国研究発展総経費の変遷（台湾）

(単位：億元， %)

	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1995
総 経 費	99.08	105.63	164.14	168.64	192.00	224.44	253.97	287.02	367.80	
対 G N P 比	0.84	0.72	0.94	0.91	0.94	0.99	1.06	1.04	1.16	2.0
政府：民間	64.8 :35.2	60.4 :39.6	52.7 :47.3	58.2 :41.8	59.8 :40.2	62.2 :37.8	60.3 :39.7	60.1 :39.9	50.8 :49.2	40 :60

(出所)『中華民国科学技術年鑑』、1988年、50~52ページより作成。

方策を実施するための重要な措置の一つとして応用科学技術研究開発の強化を掲げた。研究開発は政府機関などによる重要研究開発計画の実施とともに民間の研究投資開発を奨励することによって達成しようとした。また、研究開発を刺激するため特許制度を修正して研究開発成果の保護強化がはかられた。

当該方策の実施を目的として高級技術工業を導入し、国内の工業技術の研究開発を高めるとともに高級技術工業の発展を促進するために1979年科学工業園区設置管理条例が制定された。83年には、民間事業による工業新製品の研究開発を奨励するために民間事業工業新製品開発奨励弁法が制定された。この弁法は民間事業に対する助成金の交付を定めているが、助成金は民間事業の開発する工業新製品が政府の毎年指定する重要工業発展項目に該当し、かつ民間企業または研究単位がこれを開発する場合に交付される。さらに、84年に改正された投資奨励条例では、民間企業の研究開発費の支出を奨励するため研究開発の租税減免と研究開発基金の設置を定めた。これに基づき、85年生産事業の研究開発費に対する投資控除適用弁法、86年生産事業研究開発費の計上に関する弁法と生産事業研究開発基金の設置・管理・運用に関する弁法が制定された。台湾では研究開発のための制度的基盤を固めてきているが、現在のところ韓国のように民間主導型にはなっていない。

なお、科学技術発展方策を策定した1979年の研究開発支出の対G N P比は0.84%、86年(10年計画の初年度)では1.04%であったが、韓国に比べてその伸びは緩慢である。国家科学技術発展十年長期計画では95年にはその比は2%という目標を掲げている。また、研究開発支出の政府対民間の比率は79年

64.8 : 35.2, 86年60.1 : 39.9であった(表3)。95年には40 : 60とすることが目標とされている。

(3) 香 港

香港政府は伝統的に自由開放経済政策をとっており、科学技術政策のようなものはない。しかし、政府は香港の主要産業について調査を行ない電子工業、家電工業などの報告書を出し、企業に対し産業の国際競争力の現状と見通しについて情報を提供している。技術開発については、先端技術情報などを海外から収集して産業支援サービス活動を行なうほかは企業の自主性に委ねられている。なお、1983年に設立された工業発展局のもとに科学技術支援委員会が設置されており、産業に関する科学技術問題について助言を行なっている。また、特許法については、32年特許登録条例を有する(後述)。

(4) シンガポール

シンガポールは1965年にマレーシアから分離独立後、66年の第2次工業開発計画(1966~70年)において輸出指向型工業化政策を掲げた。この目標達成のため67年に経済拡大奨励法が制定され、外資に対して大きな投資インセンティブを与え、外資とともに技術が導入されることが期待された。特許法については、1937年連合王国特許登録法の他に67年特許(強制実施権)法を有している(後述)。

1967年にシンガポール科学審議会法が制定され、科学審議会が設置された。当審議会はシンガポールの科学技術発展について政府に助言をすることを任務としているが、科学技術政策に関して長短期計画を公式には策定していない。86年に当審議会は商工部の監督の下に再組織され、研究開発(R & D)事項に関する活動の中心機関となった。

シンガポールでは、1979年に産業構造の高度化を推進するために高度技術工業化政策への移行が宣言された。この政策を補足して完全なものとするため、79年12月に経済開発庁は80年代における投資促進対象重点11業種(例え

ば、工作機械、コンピューターなど)を指定した⁽⁵⁾。80年代経済開発10カ年計画(1981~90年)では研究開発政策を推進することとし、研究開発人員の育成、民間企業への財政的援助および科学技術园区や SISIR 付設材料科学実験所などの設立に対して、政府による研究開発社会基盤投資が決定された。さらに、80年度予算演説の中で研究開発活動を支援するために研究開発支出に対する税制上の優遇措置が発表された⁽⁶⁾。この税制上の優遇措置の他に次のような支援制度がある。

(イ) 製品開発援助制度 (PDAS: Product Development Assistance Scheme, 1978年設立)

この制度は地場企業の応用研究と新製品開発を奨励し、地場技術を築くために設立されたものであって、新製品または新工程の開発に対して資金支援がなされる。

(ロ) R & D 援助制度 (RDAS: Research & Development Assistance Scheme, 1981年設立)

1981年に主要なR & Dプロジェクトに資金を供給するために財務部から商工部へ5000万Sドルの一括補助金が交付された。この補助金は83年に RDAS と改称され、84年から科学審議会の管轄下に置かれている。RDAS は公的機関および私企業に対し資金援助をするが、後者は公的機関と協力してR & D プロジェクトを遂行することが望ましいとされる、88/89会計年度に次の5カ年に対して新たな5000万Sドルの補助金が交付された。

(ハ) 新技術創業制度 (Initiatives New Technologies [INTECH] Scheme, 1984年設立)

1979年に設立された技能開発基金 (Skill Development Fund) は訓練助成制度、機械化利子補給制度、開発コンサルタント制度の3制度に加え、第4番目として新技術創業制度に助成金を与えていた。

この制度は新技術への投資を加速するために地場企業に財政上の優遇措置を与え、高度の訓練を経た専門家と科学者の要員を開発することを目的とし、新技術プロジェクトに対してはマンパワー費用の助成金が受けられる。

表4 シンガポールの研究開発支出の推移

(単位:100万Sドル)

会計年度 区分	1981/82	1984/85	1987/88
総研究開発支出	81	214.3	374.7
対GDP比(%)	0.3	0.6	0.9

(出所) *Singapore 1989*, p. 99.

研究開発活動に対する上記の財政的支援とは別に、研究開発関連機関の利用に供するために科学技術园区 (science park) が設置され、1984年に開設された。シンガポールでは研究開発活動を政府が支援するために韓国や台湾のように特別な法律は制定されていない。なお、科学審議会は研究開発国家調査を3年ごとに実施している。当調査によるとシンガポールにおける研究開発支出は着実に増加しているが、その支出の対GDP比は表4のとおり台湾と同様に低く韓国の半分以下である。

II 特許制度の国際的枠組み

現在、特許制度に関する多国間協議の場で多くの発展途上国が参加しているのは WIPO (世界知的所有権機関) と GATT (関税貿易一般協定) である。

WIPO では工業所有権の保護に関するパリ条約改正案 (以下、パリ条約改正案) と発明の保護のための法律条文の調和に関する条約案 (以下、調和条約案) とが検討されている。GATT ウルグアイ・ラウンドの TRIP (知的所有権の貿易的側面) 交渉では、知的所有権の保護規範と権利の執行に関する国際ルール作成を目指して具体案が検討されている。

パリ条約は、1883年に署名され翌年発効して以来、過去数回にわたり改正してきた。各国の特許制度は百年以上前からパリ条約の改正を通じて国際的調和がはかられてきた。パリ条約では、特許期間などの実体規定については各国の国内法に委ねられており、比較的ゆるやかな速度で変革がなされて

きたといえる。けれども、現行のパリ条約（1967年）を中心とする国際特許制度は、先進国そのためのものであるとして発展途上国への技術移転における特許制度の役割という観点からパリ条約の再検討が求められた⁽⁷⁾。

1974年にパリ条約改正のための政府専門家会合を招集することが決定された。75年から政府専門家会合および政府間準備会合の開催を経て、80年第1期外交会議にて特許発明の不実施に対する制裁措置など11項目について審議された。しかし、今日に至るまで最終的合意がなされないまま、84年第4期外交会議の後は外交会議準備のための事務的な協議を行なう機関（諮問会合）を設置し検討を行なってきている。

発展途上国にとってパリ条約改正案のうち最も重要な項目は第5条A—特許発明の不実施に対する制裁措置等の規定である。なぜなら、発展途上国への技術移転のためには特許発明が国内で実施される必要があるからである。なお、1981年第2期外交会議において第5条Aの規定について発展途上国そのための特別規定（改正案第5条A第8項）の一応の合意がなされたが、上述のとおり最終合意にはいたっていない。

WIPOの調和条約案は、1985年7月以降特許制度の統一を目的として、特許期間、不特許事由など22項目について検討が重ねられてきている。この条約案は大筋においてまとまってきており、パリ条約第19条で定める特別取極めとして締結されることが期待されている。第19条では、同盟国はこの条約の規定に抵触しないかぎり別に相互間で工業所有権の保護に関する特別の取極めを行なう権利を留保すると定めている。第19条の規定により調和条約はパリ条約の規定に抵触しない内容を検討事項とすることができるが、上記で述べた特許発明の不実施に対する制裁のような事項は除外されている。なお、調和条約案では、発展途上国の立場を考慮して、不特許事由や特許期間については現行法の規定を一定期間維持できる旨を定めている⁽⁸⁾。

GATT・TRIP交渉は1986年9月にウルグアイ・ラウンドにおいて開始された。ウルグアイ・ラウンド閣僚宣言（不正商品を含む知的所有権の貿易的側面）に基づきGATTで交渉されている知的所有権問題は、保護規範の問題と権利

執行手続の問題に大別することができる。交渉の当初、発展途上国は GATT の場での保護規範の作成の必要性を認めず WIPO で検討すべきであると主張したが、最終的には保護規範を交渉対象とすることに合意した。なお、特許の保護規範については、特許可能な発明、不特許事由、特許により与えられる権利、特許期間、強制実施権などについて検討されている。

ところで、アジア NIEs のうちで、WIPO 設立条約（1990年1月1日現在126カ国加盟）、パリ条約（同100カ国加盟）、およびGATT（88年末現在96カ国加盟）の三つの条約に加盟しているのは韓国のみである。GATTに加盟しているのは香港とシンガポールである。香港はイギリスの直轄植民地であるので、イギリス枢密院令（SI No. 1634 of 1977）によりパリ条約は香港にも拡張して適用される。台湾（71年国連から脱退）は上記の条約に加盟していないが、90年1月に関税地域としてGATT加盟を申請した⁽⁹⁾。

韓国は1979年にWIPO設立条約、80年にパリ条約、84年に特許協力条約、88年に特許手続上の微生物の国際的承認に関するブダペスト条約に入して、韓国の特許制度の国際的調和を推進してきた。韓国の90年の特許法の改正は上記の調和条約案や先進国法との調整を意図したものといえよう。

III アジア NIEs における特許法の発展

1. 特許法の発展（法整備）

（1）韓国

韓国で最初に制定された特許法は、1908年特許令（李王朝勅令第196号）である。その後、1910年の日韓併合により45年まで上記特許令に代わり日本の特許法他3法（日本勅令335号）が公布、施行されていた。48年に大韓民国が成立するまでのアメリカ軍政下では、46年軍政法令第91号により特許法が制定、施行された。この法律は、大韓民国成立後も引き続き61年まで施行され

ていた。46年特許法の内容は、日本の特許法、実用新案法、意匠法の大部分の規定とアメリカ特許法の一部の規定を採用して、これらを一つの法律にまとめたものである。

1961年に第三共和国の発足とともにそれまで施行されていた46年特許法の大改正があり、日本の大正10年法に酷似した61年特許法（法律第950号）が制定された。また、アメリカ特許法に定める植物特許発明の規定が採用され、61年特許法は9章158条から構成された。61年法では、特許発明の不実施に対する強制実施権の許与または特許権の取消し、特許を受けることができない発明として飲食物または嗜好物、医薬またはその調合法、化学物質、特許の存続期間として出願公告日から12年で出願日から15年などの規定が置かれていた。63年の特許法改正では特許権の濫用規定が置かれ、権利の濫用の態様を詳しく規定した（63年法第45条の2）。73年2月と9月の特許法改正では、特許権者の実施義務の明記、特許権の濫用規定の強化〔例えば、特許付与後1年（63年法では3年）以内に特許製品などに関して正当な事由なく輸出需要を充足させなかつたとき〕輸出通関免許申告後の貨物に対する特許権侵害を理由とする仮処分等の命令の禁止、特許を受けることができない発明分野の拡大、原子核変換方法によって製造されるべき物質および物質自体の性質にともなう用途発明の追加、特許実施報告の命令の権限などが規定された。これらの規定は特許権者の権利の縮小をはかったものであるが、自国の産業発展に適合した、または自国の利益を優先した特許法の改正である。また、74年1月1日に日韓特許協定が発効することになり、その機会に特許法の改正が行なわれたが、日本の昭和34年法のように、特許要件としての新規性判断基準を国内主義から国際主義に改正した。

韓国は1980年にパリ条約に加盟するに当たって先進国型の特許法を目指して法整備がなされた。多項制、出願の早期公開制度、審査請求制度の導入などの手続規定が多岐にわたって改正された。審査請求制度の導入により、特許出願の審査はその請求がなされた順に行なわれるのが原則だが、新たに設けられた優先審査制度の下では、産業政策上必要と思われる分野の出願が優

先審査の対象とされた(80年法第80条の4に基づく特許施行令第13条)。優先審査の対象には、防衛産業分野の出願、輸出促進に役立ち得る出願、公害防止に役立ち得る出願などが含まれていた。80年改正法では手続規定については新しい規定が採用された。けれども、実体規定については特許を受けることができない発明分野で上記の用途発明に対する範囲を化学物質に限定した以外には改正されず、特許存続期間も従前どおりとされた。また、特許権の濫用規定の緩和、即ち、濫用とみなされる行為に対する制裁規定から特許権の取消しを削除し、強制実施権許与の規定のみとしたこと、および上記の不十分な実施期間1年以内を3年以内としたことである。この規定の改正によりパリ条約の規定を遵守して実施権の強制的設定後のみ不実施に対する特許権の取消しが認められることとなった。なお、特許権の濫用規定に含まれていた不十分な実施とみなされる行為以外のもの、例えば、権利の範囲に属さない権利を不当に主張して他人の生産と営業を妨害したときに該当する行為は削除された(80年法第52条)。このような特許の正当な権利行使の範囲を越えた濫用行為に対しては、80年に制定された独占規制および公正取引に関する法律が適用されよう。

韓国は1980年にパリ条約への加盟に当たって特許制度を整備してきたが、82年11月にはPCT(特許協力条約)加盟に向けてさらに特許制度の国際化をはかるため特許法を改正し、特許協力条約による国際出願に関する規定の1章を設けた。このような特許制度の国際化は、韓国の技術開発体制を政府主導型から民間主導型へ移行させる政策と歩調を合わせて行なわれている。その後、86年と90年に実体規定を含んだ大幅な改正があり、特許権の保護が強化され先進国型の特許法をもつにいたった。

1986年法の主な改正点は、特許を受けることができない発明分野の縮小(医薬、化学物質の発明などの削除)、特許権の効力が及ばない範囲の内容の変更、特許の存続期間の延長、通常実施権制度の整備と改善、審査前置主義の採用などである。

1990年法の主な改正点は、特許付与対象の拡大(飲食物、嗜好物の発明への

特許付与、特許対象植物の拡大)、特許存続期間およびその延長制度の改善、特許権の公的収用制度の改善、国内優先権制度の新設などである。

近年の改正の背景にはアメリカの知的所有権保護政策による韓国特許法改正に対する強力な要請があったとはいえ、韓国は技術立国を目指す方向に政策の重点を転換し官民一体となって技術開発体制を確立しつつあり、技術開発競争の促進という側面からも法改正の必要があったといえよう。なお、韓国の1961年法は全部で7回改正されており、90年法(法律第4207号)の構成は、86年法の9章167条から12章232条へと法整備がなされた。

(2) 台湾

台湾の特許法は1944年に制定され、49年から施行された。この特許法は、イギリス、ドイツ、日本の特許法を基にしたといわれるが、その基本的規定は日本の大正10年法に近い⁽¹⁰⁾。この特許法は実用新案と意匠を含んでおり、全133条からなっていたが、現行法も若干の規定を追加したのみで、最初の特許法の構成と同じである。過去4回法改正が行なわれたが、59年と60年の改正はごく限られた少数条文を改正したにすぎなかった。その後20年近く特許法の改正は行なわれなかつたが、台湾の経済が急速に発展し、特許権の保護の重要性が認識されるようになり、79年に特許法が全面的に検討されて33条に及ぶ改正がなされた。79年特許法の実体規定の主な改正点は、特許要件の緩和(例えば、新規の発明が工業上の価値を有するものという規定を工業上の利用に供することができるものと改正)、特許の存続期間の起算日の変更(出願日から15年を公告日から15年へ改正)、特許発明の不実施による特許権の取消しの削除、特許製品を国内で使用し、かつ、大規模に製造すべき規定の削除などであった。

1980年代に入り、政府は民間企業による自主技術開発支援策を積極的に推進してきていること、かつ、国際経済環境を考慮して特許権の保護を強化して模倣の悪習を根絶するため86年に特許法を改正した。86年法の改正の主な点は、特許を受けることができない発明分野の縮小および明示(化学品、医

薬品の削除、動植物および微生物の新品種明記など）、特許権の効力範囲の明確化、特許発明実施督促の強化、特許権の取消規定の回復、認許を受けていない外国法人・団体の訴訟および当事者能力、製造方法の特許に関する立証責任の特別規定、特許法廷の設立などである。特許発明の不実施に対する特許権の取消規定は79年改正法で削除されたが、86年改正法で化学品、医薬品特許が開放されたため特許発明の促進と公衆の利益をはかるためこの規定を回復した。その後、韓国のように特許法の改正は、特許の存続期間の延長、特許付与対象の拡大、バイオテクノロジーの保護などについて米台間で協議されてきたが、90年3月に特許法改正案が公表された⁽¹¹⁾。

(3) 香 港

香港とシンガポールは独自の特許法を有していない。香港は1997年7月1日に中国への主権返還を85年5月の中英共同宣言批准に基づき正式に確定したが、返還後50年間は現行の社会制度の維持が保障されている。現行の特許法はイギリスで付与された特許を香港で登録する旨を定めた特許登録条例であるので、現在特許法制定に向けて香港法改革委員会（特許運営委員会）が新特許法のための勧告を作成中である。新特許法では特許の再登録制度（Registration System）を採用する可能性があるといわれている⁽¹²⁾。

(4) シンガポール

シンガポールは香港と同様にイギリスで付与された特許をシンガポールで登録できる旨を定めた連合王国特許登録法を有する他に1968年特許（強制実施権）法を独自の法律として制定している。現在、新特許法案の検討がなされている。

2. アジア NIEs における最近の特許出願・登録状況

アジア NIEs のうちで韓国と台湾は独自の特許制度を有しているが、香港

とシンガポールはイギリス特許の登録制度を有するにすぎない。したがって、アジア NIEs の自国人（居住者）による国内出願件数は韓国と台湾のものだけであるので以下両国について比較する（表 5）。

韓国において内国人による特許出願件数が 2 千を超えたのは 1984 年であるが、その後、内国人による出願件数は表 5 のとおり年々急速に増えている（1989年内国人の出願件数は 7023）。韓国では 80 年代に入り官民一体となって民間企業主導による技術研究開発体制の確立に取り組んできており、そのような研究開発活動の成果が特許出願件数に反映されていると考えられる。86 年の特許法改正後（87 年 7 月 1 日施行）の出願件数は内国人、外国人とも大幅に増えている（前年対比は前者 16% 増、後者 17% 増）。しかし、この改正法により導入された物質特許出願状況をみると 87 年 7 月 1 日から 89 年 11 月までの総出願件数の 95% は外国人によるものである。外国人の特許出願件数の増加は物質特許の導入に負うところが大きい（表 6）。88 年の出願件数は前年度より 2164 件増えているが、このうち 1487 件は物質特許でその他は 677 件にすぎない。

物質特許保護に関してアメリカは、米韓通商協定により特別優遇措置を認められた。即ち、86 年法発効日現在出願係属中の製法特許出願について、その請求範囲をその施行日から 90 日間に限り物質特許請求範囲に補正することを認められた（1987 年 6 月 16 日付条約第 923 号）。出願係属中の製法出願件数は総計 4866 件、アメリカ 1809（37%）、日本 1062（22%）、EC 1674（34%）、その他 321（7%）であった。アメリカの製法出願の補正書提出件数は 1370 であったが、その要件に合致したものだけが受理される⁽¹³⁾。

台湾では本国人による特許出願件数は韓国のような大幅な変化はない。1984～88 年間の年平均出願件数は 1003 件で、韓国 3785 件と比べると大差がある（表 5）。これは、韓国に比べて民間企業による研究開発体制の確立の遅れや産業技術政策などの違いを反映していると考えられる。なお、外国人による特許出願件数は、86 年の特許法改正（86 年 12 月 24 日公布、施行）後大幅に増加している。これは、韓国と同様に物質特許の開放の結果によるものと考えられる⁽¹⁴⁾。

表5 アジア NIEs における特許出願・登録件数

(上段は出願数、下段は登録数)

年	国名 内外人 区分 ³⁾	韓 国 ¹⁾		台 湾 ¹⁾		香 港 ²⁾		シンガポール ²⁾	
		内国人	外国人	本国人	外国人	居住者	非居住者	内国人	外国人
1984		2,014 297	6,619 2,068	937 178	4,590 1,892	20 27	810 983	4 890	(931) 927
1985		2,703 349	7,884 1,919	953 194	4,750 1,987	16 14	955 1,016	4 908	(1,007) 1,003
1986		3,641 458	9,118 1,436	1,081 157	5,023 2,238	10 12	1,027 998		999 866
1987		4,871 596	12,191 1,734	1,185 148	6,005 1,974	13 10	1,107 1,010		1,125 1,181
1988		5,696 575	14,355 1,599	859 155	8,345 2,782	12 9	1,056 1,061		
計		18,925 2,275	50,167 8,756	5,015 832	28,713 10,873				
1984~88年 年 平 均		3,785 455	10,033 1,751	1,003 166	5,742 2,174				

(注) 1) 1989年の韓国の出願件数は、7,023(内)と16,292(外)。台湾のは、957(内)と9,253(外)である。

2) 香港とシンガポール(84, 85年以外は内外国人の内訳は不明)の出願件数はイギリス特許の登録出願件数。

3) この欄は各統計で使用されている区分に従っている。

(出所) 韓国:『特許庁年報』1989年版。

台湾:『中華民国科学技術年鑑』各年版。

香港: WIPO Statistics, 各年版。

シンガポール: Registry of Trade Marks and Patents, より入手。

表6 韓国物質特許出願件数

(単位: 件)

	1987.7月~12月	1988.1月~12月	1989.11月末	計
国 内	49	85	122	155(5%)
国 外	273	409	442	798(27%)
日 本	223	372	441	719(24%)
西 欧	410	682	712	1,260(42%)
そ の 他	4	24	54	42(2%)
小 計	910	1,487	1,649	2,819(95%)
計	959	1,572	1,771	2,974(100%)

(出所) 韓国『特許庁年報』、1989年。

表 7 韓国、台湾における実用新案出願・登録件数

	韓 国 ¹⁾				台 湾			
	出 願		登 錄		出 願		登 錄	
	内国人	外国人	内国人	外国人	本国人	外国人	本国人	外国人
1984	13,814	951	1,817	543	8,693	1,733	3,145	1,348
1985	17,615	933	1,873	454	9,100	1,775	3,142	1,313
1986	21,434	967	2,316	441	10,415	1,411	3,649	1,590
1987	23,684	1,089	2,985	434	11,140	1,534	3,715	1,574
1988	21,666	1,011	2,719	389	10,138	2,271	4,093	1,615
計	98,213	4,951	11,710	2,261	49,486	8,724	17,744	7,440
1984~88年 年 平 均	19,642	990	2,342	452	9,897	1,744	3,548	1,488

(注) 1) 1989年の韓国の出願件数は20,661(内)と869(外)。台湾のは10,483(内)と2,529(外)である。

(出所) 表5に同じ。

台湾においても物質特許の開放にともない出願係属中の化学品または医薬品の製法特許出願について改正特許法施行規則の施行日(1987年7月10日)から3ヶ月以内にその物または用途を特許請求範囲に追加することができる(施行規則第56条の1)。台湾では当該製法特許出願に対する追加記述について韓国のように国による差別的取扱いをしていない。

実用新案発明については、韓国と台湾の出願件数の差は特許発明ほど大きくはない。韓国では特許出願の増加に比べて実用新案出願は減少の方向にある(表7)。

IV アジア NIEs の特許法

本節では特許法の主要な実体規定を中心に主要項目をあげて検討する。

なお、韓国の特許法は1990年1月13日に相当広範囲にわたり改正、公布され、90年9月1日から施行される。90年に改正された法律を本節では新法という。本節で使用されている条文は86年特許法であるが、新法で改正された

ところは明記した。

1. 特許要件

(1) 韓国

特許要件に関して、産業上利用できる発明、新規性のある発明、進歩性のある発明、先願の発明であることを規定している（特許法6条、6条の2、新法——以下新、新29条）。発明とは自然法則を利用した技術的思想の創作であって、高度のものをいう（5条、新2条）。この規定は日本法と同一である。

次の発明は新規性がないとして特許を受けることができない。

- (イ)特許出願前に国内において公知されたか、または公然実施された発明。
- (ロ)特許出願前に国内または国外において頒布された刊行物に記載された発明。

次の発明については新規性を失わないとみなし、新規性の喪失の例外を認めている（7条、新30条）。

- (イ)試験および研究発明。特許を受ける権利を有する者がその発明を試験し、刊行物に発表し、または学術団体が開催する研究集会において文書をもって発表したことによって新規性を喪失した発明。
- (ロ)意に反する発明。特許を受ける権利を有する者の意思に反して新規性を喪失した発明。

- (ハ)博覧会へ出品した発明。特許を受ける権利を有する者が、政府等が開催または承認する国内外の博覧会に出品して新規性を喪失した発明。

これらの規定の適用を受けようとする者は、いずれも新規性を喪失するにいたった日から6ヶ月以内に特許出願をしなければならない。上記の(ロ)以外の特許出願については、その事実を証明する書類を特許出願日から30日以内に特許庁長に提出しなければならない。

次に進歩性の判断は、特許出願前にその発明の属する技術分野における通常の知識を有する者が公知・公用の発明または刊行物に記載された発明に基

づき容易に発明をすることができるか否かを基準としてなされる。その者が容易に発明をすることができたときは、進歩性がないものとして特許を受けることができない（6条2項、新29条2項）。

(2) 台湾

特許要件に関しては、産業上利用価値のある発明、新規性のある発明、進歩性のある発明、先願の発明であることを規定している（特許法1、2条）。発明の定義規定はない。

次の発明は新規性がないものとして特許を受けることができない。

(イ)特許出願前にすでに刊行物に記載された発明。

(ロ)特許出願前にすでに公然使用され、他人が模倣することができる発明。日本法や韓国法に規定されている「公知」は単に明記されていないと解される⁽¹⁵⁾。台湾の特許法では、国内外公知公用を採用している点で韓国法と異なっている。

次の発明については新規性を失わないとみなし新規性の喪失の例外を認めている（2条）。韓国法では発明の新規性の擬制の条文を設けているが、台湾法では新規の発明の規定に進歩性の規定とともにこれを一条文の中に含めており、条文の規定内容を整備する必要があると思われる。

(イ)実験および研究発明。研究または実験のために発表または使用され新規性を喪失した発明。日本法や韓国法に規定される刊行物への発表は含まれない。

(ロ)博覧会へ出品した発明。政府主催または政府の認可を受けた展覧会に展示して新規性を喪失した発明。

このいづれかの規定の適用を受けようとする者は、発表もしくは使用の日または開会日から6カ月以内に特許出願をしなければならない。なお、意に反して公知となった発明に関する規定は欠けている。

次に進歩性の判断は、特許出願前の慣用の技術または知識を運用した自明の発明であって、効果を増進させることができるものと基準にしてなされる。

この規定は1979年に特許法を改正した時に進歩性の要件に関する規定として追加されたものであるが、英米の特許法で非自明性 (non-obviousness) に当たるものとして定められた⁽¹⁶⁾。

2. 特許を受けることができない発明

発明について特許保護の対象とすべきか否かが最も問題となり国によって取り扱いが異なるのは、化学方法により製造される物質に関する発明と医薬または食品に関する発明である。

(1) 韓国

1986年改正特許法によると、特許を受けることができない発明の範囲は82年法に比べて縮小された（特許法4条）。

1982年法では特許を受けることができない発明の範囲を次のように規定していた。

- (イ) 飲食物または嗜好物の発明。
- (ロ) 医薬または二以上の医薬を混合して一の医薬を調整する方法の発明。
- (ハ) 化学方法により製造することができる物質の発明。
- (二) 原子核変換方法により製造することができる物質の発明。
- (ホ) 化学物質の用途に関する発明。
- (ヘ) 公共の秩序または善良な風俗を紊乱させまたは公衆の衛生を害するおそれがある発明。

1986年改正法では、(ロ)(ハ)(ホ)については特許が受けられる発明となり、(イ)(ニ)(ヘ)のみが特許を受けることができない発明として定められた。なお、(イ)に定める飲食物または嗜好物を製造する方法の発明は特許の対象となった。(ホ)の化学物質の用途発明はすべて特許を受けることができない発明とする規定は韓国特許法のもつ特徴の一つであったといえる。

1990年の改正特許法では特許保護対象を拡大した（新32条）。即ち、飲食物、

嗜好物の発明も特許を受けることができるようになり、特許を受けることができない発明の対象（上記の(イ)と(ハ)）は日本法の規定と同一となった。

韓国法には植物特許発明の規定がある。無性的に反復生殖しうる変種植物を発明した者は、その発明に対して特許を受けることができるが、塊茎、塊根、球根は特許対象から除外されている。しかし、90年新法では、これらの発明も特許対象とした（新31条）。なお、韓国は88年にブダペスト条約に加盟している。

(2) 台 湾

1986年改正特許法によると、特許を受けることができない発明の範囲は79年法に比べて縮小された（特許法4条）。

1979年法では特許を受けることができない発明の範囲を次のように規定していた。

- (イ) 化学品。
- (ロ) 飲食品および嗜好品。
- (ハ) 医薬品およびその調合品。
- (ニ) 発明品の使用が法律に違反するもの。
- (ホ) 公の秩序、善良の風俗または公衆衛生を害するもの。
- (ヘ) 糧食の新品種。

1986年改正法では、上記(イ)～(ハ)の発明は特許を受けることとし、用途発明の規定を新設した。特許を受けることができない発明の範囲を次のように定めた。

- (イ) 飲食物または嗜好物、ただし、その製造方法はこの限りではない。
- (ロ) 動、植物および微生物の新品種。ただし、植物の新品種および微生物新菌種の育成方法はこの限りでない。
- (ハ) 人体または動物の疾病の診断、治療および手術の方法。
- (ニ) 科学の原理または数学の方法。
- (ホ) 遊戯および運動の規則または方法。

(ヘ)その他人間の推理力、記憶力に頼ってはじめて実施できる方法または計画。

(ト)物品の新用途発見。ただし、化学物質、医薬品はこの限りではない。

(チ)公の秩序、善良の風俗もしくは公衆衛生を害する発明または発明品の使用が法律に違反するもの（4条2項）。

1986年法では特許の保護対象とされない発明の明示により79年法より事項が増えたが、特許法運用上は特許の保護対象とされていなかったものである。
 (ニ)(ホ)へのような事項は特許法上発明でない旨宣言している国もある⁽¹⁷⁾。

3. 特許権の効力と制限

(1) 韓国

特許権は設定登録により発生する（特許法44条、新87条）。特許権者は物の特許発明においては業として物を生産、使用、販売、輸入または拡布する権利を独占する。方法の発明においては業としてその方法を使用およびその方法により生産された物を使用、販売、輸入または拡布する権利を独占する。

1990年新法では、特許権者は業としてその特許発明を実施する権利を独占すると定め、実施の定義規定を新設した（新2、94条）。なお、新規の同一物は同一の方法により生産されたものと推定される（45条、新129条）。特許権者の同意なく上記の行為をすることは特許権の侵害となるが、次のいずれかに該当するものには特許権の効力は及ばない（46条、新96条）。

(イ)研究または試験をするための特許発明の実施。

(ロ)国内を通過するにすぎない船舶、航空機、車輛またはこれに使用される機械、器具、装置その他の物件。

(ハ)特許出願当時から国内にあった物件。

(ニ)薬事法による調剤行為と調剤による医薬。

(ホ)の規定は1986年法により物質特許が開放され、医薬または二以上の医薬を混合して医薬を調製する方法の発明の規定が削除されたために新設された。

二以上の医薬であって人の疾病的診断、治療、軽減、処置または予防のために使用されるものを混合することにより製造される医薬の発明、または二以上の医薬を混合して医薬を製造する方法の発明に関する特許権の効力が、薬事法による調剤行為等に及ぶのを規定を新設して回避した。薬事法では薬局で調剤に従事する薬剤師は調剤の要求があったときは、正当な理由なくこれを拒否してはならないと定めている（薬事法22条）。そこで、正当の理由として特許権の存在を認めることは公益上好ましくないので、薬事法による調剤行為等には特許権の効力は及ばないという旨の規定を設けたといえよう。

なお、1982年法には、輸出許可または承認を受けて輸出貨物を船積みするため輸出通関免許申告をした貨物に対しては、特許権侵害を理由に仮処分、仮差押または差押命令を申請することはできないと規定していた。当規定は輸出促進政策を反映したものであると同時に、輸出相手国に対する国際的信用を守るために設けられたものであった。しかし、この規定は競争秩序の確保の観点から86年改正法で削除されたと思われる。

(b) 特許発明の先使用者の存在

特許出願当時に善意に国内でその発明の実施事業をし、または事業設備を有するものは、その特許発明に対して事業の目的の範囲内で通常実施権を有する。この他にも法定実施権により特許権者の効力は制限される（47条～49条、新103～104条）。

(2) 台湾

特許権は設定登録により発生すると定める日本法や韓国法のような規定はない。特許査定確定後特許権を与え、特許証書が交付されると規定している。形式的には特許証書交付をもって正式に特許権が発生する（特許法6条）。

特許権とは特許権者がその特許発明を製造、販売または使用する権利を専有することをいう（42条）。この専有するとは、独占的に特許発明を実施することと解される。発明が製造方法である場合は、特許権の効力は当該方法で直接製造された物に及ぶ。ただし、物について他人が特許を有するときは、

物の特許権者の同意なしにその特許発明を実施することはできない（42条2項）。この規定は1986年改正特許法において新設されたものであるが、物の特許権と製造方法の特許権が併存している場合に先願の物の特許権者の権益を保護することにしたものである。また、製造方法の推定規定もおかれた。即ち、物品が他人の特許に係る製造方法により製造された物品と同一であるときは、その物品が特許出願前において国内外すでに公知になっている場合を除き、これを当該特許の方法により製造されたものと推定する。この推定規定は、物品が外国から輸入されたものであって、かつ、真実の製造者および提供者を証明することができたときは適用されない（85条の1）。

特許権者の同意なしに特許発明を実施することは特許権の侵害となるが、次のようなものには特許権の効力は及ばない（43条）。

(イ)研究または実験のための当該特許発明の実施であつて営利行為でないもの。

(ロ)出願前、既に国内で使用されていた特許発明、または必要な準備を完了したもの。ただし、出願前6カ月以内に特許出願人からその製造方法を知得した場合において、特許出願人が特許権を留保する旨を宣言したときはこの限りでない。

(ハ)出願前に既に国内に存在していた物品。

(ニ)単に国境を通過するにすぎない交通器具または装置。

(ホ)特許出願権者でない者が受けた特許が特許出願権者の無効審判請求により取り消された場合に、その実施権者が請求前に善意で国内において使用していた特許発明またはすでに必要な準備を完了したもの。

(ヘ)外国から輸入された物品であつて、原発明者から他人に許諾または譲渡された発明の実施により生産されたもの。

上記の(ロ)と(ホ)の特許発明の実施権者は、原事業内においてのみ継続実施することができる。

(ト)二種以上の医薬品を混合して製造される医薬品またはその方法に関しては、当該特許権の効力は医師の処方もしくは処方によって調剤され

た医薬品には及ばない（43条の1）。

上記規定は、医薬特許を認めたことにより医療行為が妨げられるのを防止するために日本の立法例にならって新たに設けられたものである⁽¹⁸⁾。

（3）香港

特許登録証明書の交付によって生ずる権利の内容は、香港の法令に別段の定めがないかぎり、イギリス特許権によって付与される特権および権利のイギリスにおける効力と同一である（6条）。ただし、権利行使面では、登録証明書交付日前に遡ることはなく、イギリス特許権成立後の権利侵害行為であっても、香港登録証明書交付日前になされたものに関しては侵害訴訟を提起することはできない（8条）。政府による特許発明の実施については後述する。

（4）シンガポール

特許登録証明書の交付によって生ずる権利の内容や侵害訴訟の提起の規定はシンガポール法では香港法と同様である。ただし、シンガポール法では、パリ条約の5条の3に相当する規定として外国の船舶、航空機および陸上車輛に関する特則を定めている。なお、政府による特許発明の実施については後述する。

4. 特許発明の不実施に対する制裁措置

（1）韓国

強制実施権（裁判による通常実施権）に関する規定は、1986年法によって改正された。強制実施権として特許発明の不実施または不十分な実施を理由とするもの、特許の相互依存（利用発明）に基づくものと公共の利益に基づくものとを規定している。特許発明の実施の定義規定は90年法で新設された。

特許発明の実施義務と実施報告について1982年法では規定していた。特許

権者の義務として、特許権者は国内で誠実にその発明を実施する義務を有し（82年法51条1項）、権利を濫用してはならない（同52条1項）と定められていた。また、特許庁長は、特許権者等に対して特許発明の実施に関し必要な事項を報告させることができるとする実施報告についての規定があった（同79条）。86年法では実施義務の規定は削除されたが、実施報告の規定はそのまま存続している。実施報告は請求されたときはそれをする義務がある。なお、82年法の特許権の濫用による強制実施権の許与の規定は削除されたが、特許発明の不実施に対する制裁の規定（86年法51条）にこの規定は整理・統合された。

1986年法では特許発明の実施義務については規定されていない。しかし、特許出願日から4年経過後は当該発明を実施しようとする者は、特許発明の不実施または不十分な実施を理由として、特許庁長に対して通常実施権を設定する裁判を請求することができると規定しているので、特許出願日から4年以内に実施が求められているといえる（51条、新107条）。

次のような場合は、特許発明の不実施または不十分な実施とみなされ強制実施権の許与を請求できる（51条、新107条）。

(イ)特許発明が天災、地変、その他不可抗力または大統領令で定める正当な理由なく継続3年以上国内で実施されていなかった場合。

(ロ)特許発明が正当な理由なく継続3年以上国内で相当な商業的規模で実施されなかつたか、または適当な程度と条件で国内需要または輸出需要を充足することができなかつた場合（82年法52条2項①②③に相当する規定）。

(ハ)特許権者が実施権の許諾を不当に拒否し産業または国家または国内居住者の事業に損害を与えた場合（当規定は1990年新法で削除された）。

上記(イ)でいう大統領令で定める正当な理由とは「特許権の収用・実施等に関する規程」で次のように定められている（同規程6条）。

(ア)特許権者の心身障害により活動不能で当該特許発明の実施ができなかつた場合。

- (b)特許発明の実施において政府機関または他人の許可、認可、同意または承諾を受けられないために、当該特許発明の実施ができなかつた場合。
- (c)特許発明の実施による物の生産、使用、販売、輸入または拡大散布が法令によって禁止または制限され、当該特許発明の実施ができなかつた場合。
- (d)特許発明の実施のために必要な原料もしくは施設が国内にないかまたは輸入が禁止され、当該特許発明の実施ができなかつた場合。
- (e)特許発明の実施による物の需要がないか、またはその需要が少ないために、これを商業的規模で実施することができなくて当該特許発明の実施ができなかつた場合。

なお、特許発明の不実施とは、特許権の設定登録がなされた後継続して3年以上または通常実施権が許与された後継続して2年以上当該特許発明の実施に着手しなかつたことをいう（同規程6条2項）。

強制実施権の許与を請求するに際して、当該特許発明を実施しようとする者は、当該特許権者と通常実施権の許諾について協議をすることができる。この協議が成立しなかつたとき、または協議することができないときに、特許発明を実施しようとする者は、特許庁長に対して通常実施権設定の裁定を請求することができる。裁定は書面をもってその理由を明示しなければならず、通常実施権の範囲、対価とその支払い方法および時期についても同様である（51条、51条の4、新107、110条）。なお対価に対する決定についての不服申立は裁判所にすることができる（152条、新190条）。

1982年法では強制実施権許与手続規定を欠いていたが、86年法ではこれを新設し、強制実施権制度の運用を正当な手続を経て行なえるようにした。

1986年法によって強制実施権許与手続は次のようにになった。当該特許権者または専用実施権者などに対して答弁書提出の機会を与え（51条の2）、裁定について工業所有権審議委員会の意見を聴取し（51条の3）、裁定は書面でなすこととし（51条の4）、当事者には裁定書副本を送達せねばならず（51条の

5), 対価の支払いと供託方法を明らかにし(51条の6), 対価を支払わないときは裁判は失効し(51条の7), 裁判による通常実施権の設定を受けた者が特許発明の実施をしないときは裁判が取り消される規定をおいた(51条の8, 同条新法該当条文は108~114条)。

特許権の取消しについては、特許発明の不実施による強制実施権の許与日(裁判日)から継続して2年以上特許発明が国内で実施されない場合には、職権または利害関係人の申請により当該特許権を取り消すことができる(51条の9, 新116条)。82年法では、強制実施権の許与を受けた者の不実施を特許権の取消事由としていた。このような規定の仕方だと特許権者による実施があった場合においても取り消されることになるという解釈上の疑義を含むことになる。この条文上の不備を補うため、86年改正法では強制実施権を許与された通常実施権者または特許権者による特許発明の不実施の状態を取消事由とした。なお、日本法には特許発明の不実施に対する特許権の取消制度はなく、強制実施権者による不実施に対しては実施権の裁判が取り消されるだけである。

(2) 台湾

強制実施権に関する規定は、1986年12月に改正された。強制実施権として特許発明の不実施または不十分な実施を理由とするもの、特許の相互依存(利用発明)に基づくものと公共の利益に基づくものとを規定している(特許法67条~69条)。なお、特許発明の実施の定義規定はない。

特許法では実施義務および実施報告については規定されていない。しかし、出願公告日から4年経過後は関係人は特許発明の不実施または不十分(不適当)な実施を理由として専利局に対して強制実施権の許与を請求することができると規定しているので、出願公告日から4年以内に実施が求められているといえる。1979年法では3年以内に実施が求められていた。特許審査に要する期間を含めると、強制実施権の許与を逸れる不実施の期間は韓国の出願日から4年と比べても大分緩和されている。

次のような場合、上述の特許発明の不実施または不十分（不適当）な実施とみなされ、強制実施権の許与が請求できる。ここでは、特許製品の輸入行為は不十分な実施とみなされることを明らかにしている。

(イ)特許発明が正当な理由がないにもかかわらず、国内で実施されていない場合。

(ロ)正当な理由がないにもかかわらず、特許発明が適当に実施されていない場合。適当に実施されていない場合とは次のような場合をいう。

(a)特許権者が当該発明の全部または大部分を外国で製造して（42条）、国内に輸入している場合。

(b)外国から部品を輸入して国内において単に組立てのみを行なう場合。

強制実施権の許与を請求する者は、理由を述べた申請書に詳細な実施計画書を添付して専利局に提出する（施行規則47条1項）。専利局は強制実施権許与申請書を受理した後、特許権者にその副本を送付し、3ヵ月以内に答弁をさせなければならない。期限が経過しても答弁がないときは職権によってこれを処理できる（67条1項）。強制実施権者は特許権者に対価の支払いを必要とするが、対価について争いがあるときは、専利局がこれを裁定する。強制実施権者は毎年、実施状況を専利局に報告しなければならない（施40条3項）。専利局は必要に応じて実施状況を検査できる（施49条）。

なお、強制実施権の許与後においても専利局はその他の関係人の請求によりさらに強制実施権を許与することができると規定されているので、強制実施権は排他的なものではない（67条3項）。

強制実施権者が特許発明を適当に実施しないときは、関係人の請求によりまたは職権により専利局はその強制実施権を取り消すことができる。強制実施権の設定およびその取消しについての不服申立に対しては訴願、再訴願および行政訴訟を提起できる（67条、70条）。

特許発明の不実施に対しては1944年特許法において特許権の取消制度が設けられていた。これは79年改正特許法においては削除されたが、86年法では、特許権の取消しに関する規定を回復した。その回復理由は、物質特許の開放

により、先進国の実施を伴わない特許発明の独占を危惧し、実施を督促し、公衆の利益をはかるためであった⁽¹⁹⁾。

強制実施権の許与について専利局が第1回の公告をした日から2年を経過しても、特許権者が正当な理由がないにもかかわらず、国内で当該発明を実施せずまたは適当に実施しないときは、専利局は関係人の請求によりその特許権を取り消すことができる。

(3) 香 港

特許発明の不実施に対する制裁規定は特許登録条例にはない⁽²⁰⁾。

(4) シンガポール

特許（強制実施権）法は、産業の特定分野における特許発明および食品、医薬品または外科用もしくは治療用装置に関する特許発明に対する強制実施権の許与について規定している。この法律では、実施義務については、特許独占の濫用を防ぐため特許権者は当該発明をシンガポール内で実施するかまたはその実施許諾をしなければならないと定めている（前文）。なお、実施報告の義務の規定はない。

特許発明の実施の定義規定はないが、次に述べる特許発明の不実施を理由とする強制実施権の規定において特許製品を製造または特許方法を使用することと解せられる（連合王国特許登録法6条、7条、特許〈強制実施権〉法前文）。

強制実施権は、特定分野の特許発明に関しては、イギリス特許付与日から3年後であって、シンガポールにおいてその特許登録がなされている場合には許与され、特許発明の不実施または不十分な実施を理由として利害関係人は登録官に対してその請求ができる（3条）。

特定分野の特許発明とは、(イ)板金、金属チューブ、ワイヤ、(ロ)ガラス、鉱物繊維および鉱滓綿、(ハ)繊維および紙、(二)定着物であって、シンガポールの市場産業に関する製品である。これらに対して次のような理由に基づいて強制

実施権が許与される。

- (イ)特許発明が、国内において商業的に実施されていないか、または合理的に実施できる程度まで実施されていないこと。
- (ロ)特許製品に対する需要が適切に満たされていないか、または輸入により満たされていること。
- (ハ)特許製品の輸入によりその特許発明の商業的実施が妨げられていること。
- (二)合理的な条件での実施許諾を特許権者が拒絶したため産業の発展などが不当に害されること。

次に医薬などの特許発明に関しては、イギリスの特許付与日後いつでも利害関係人は強制実施権の許与の請求ができ、登録官が拒絶する相当な理由がないと認めるときはその許与がなされる。しかし、登録官が次のいずれかに該当すると認めた場合は許与はなされない。

- (イ)特許権者が特許に係わる食品、医薬品または外科用もしくは治療用装置を製造するため国内にすでに工場を設立している場合。
- (ロ)特許権者が近い将来その工場を設立しようとしている場合。

上記のように、シンガポールでは非常に狭い産業分野において強制実施権の許与がなされる。上記の特定分野の指定は、大臣の命令により修正、変更、削除または追加できるが(15条)、1969年4月にこの法律が施行されて以来この分野は改正されていない。80年代に入りシンガポール政府の関心は高度技術産業と知的集約的サービス産業の育成に向けられており、特定分野の特許発明に対する強制実施権の規定は産業分野が変更されないと実際的にはあまり意義をもたなくなってきた。

特許発明の実施の促進については、強制実施権制度を強化するよりむしろ、経済拡大奨励法により投資インセンティブを与え特許権者(大多数が外国人)が特許発明の実施または実施許諾を積極的に行なえるような政策をとってきているといえよう。

強制実施権の対価は当事者間の合意が得られなかった場合には登録官が決

定する。それは、特許製品の工場渡し純販売価格の10%を超えることはできない(10条)。この決定に対する不服申立は、最高法院の裁判官で構成される抗告審判所(Appeal Tribunal)へ行なえるが、この判決は終局的なものである。

特許の取消しは、強制実施権の許与後2年経過後は、上記の請求理由と同じ理由に基づいて登録官にすることができる(7条)。医薬等の強制実施権はその実施権が取り消されるのみである(11条)。

5. 公共の利益のための特許発明の利用

(1) 韓国

1986年法では、特許発明が国防上または公益上必要なときは特許権を政府が制限、収用、取消し、または政府が特許発明を実施もしくは政府以外の者に実施させることができる旨を定めている(特許法50条1項)。しかし、90年新法では、上記の「公益上」を削除し、公益上必要な場合は強制実施権を許与できるようにした(新106条、107条)。当該実施権の内容は通常実施権である(特許権の収用・実施等に関する規程3条)。上記の特許権が収用されるときは、特許権者または実施権者に対して相当な補償金が支給される。また、収用等および補償金に関しては工業所有権審議委員会で審議される(50条4項、新106条4項、同規程9条)。なお、特許権が収用されるときは特許権以外の権利は消滅する(51条2項、新106条2項)。

(2) 台湾

政府は、軍事上の利用または国営事業の必要のために特許権の一部または全部を制限または収用することができる(特許法72条)。ただし、特許権者に補償金を支払わなければならない。収用の補償金額については収用機関、专利局、特許権者の三者とその他関係人が共同で協議し、金額一時払いにて支給する(施行規則51条)。収用が決定したときは特許公報に公告する(同52条2

項)。

なお、補償金額の算定については次の事項を斟酌しなければならない(同42条)。

(イ)発明の産業上の利用価値。

(ロ)発明の技術的価値。

(ハ)発明の商業的価値。

(ニ)発明に対する実際の需要の程度。

(ホ)特許権の実施の年限と地域。

(ヘ)特許権の既存の実施権設定または売り渡したときの対価。

(ト)代替できるようなより優れたまたは同等な価値の発明の存在。

特許権の補償金額について争いがあるときは、専利局がこれを裁定する(同43条)。

特許権を収用するときは、収用機関は、特許番号、収用の原因、範囲、地域、期間および補償金額等を明記して、専利局を通じて期限付きで特許権者に答弁を求める。専利局は答弁を待って収用を決定する。国営事業が収用するときは譲渡の方式を準用する(同50条)。

軍事上秘密にする必要がある発明については特許を与えずに政府が相当額の報酬を与えて、これを収用することができる(5条、98条)。

方法の特許の公益上の実施について次のような特別の規定がある。

(イ)特許発明が製造方法であるとき、製造方法の発明の実施が公益の増進に役立つ場合において、当該物品の特許権者が正当な理由がないにもかかわらず、実施許諾を与えることを拒否し、明らかに権利の濫用に該当するときは、製造方法の特許権者は専利局に申請して適当な補償条件の裁定を受けた後、その発明を実施することができる(42条2項)。製造方法の特許権者がその発明の実施を申請することができるのは、国防、公共の安全、公衆の衛生またはその他の重大な公益を増進するものであることを明確に証明することができ、かつ、当該物品の特許権者が実施許諾を拒否したことが権利の濫用の程度に達するものであることを、具体的な事実により証明することができる場合

に限られる（施行規則37条の1）。

(iv) 特許製品が国内において最も必要とされる物品と代替することができる場合であって、適当に実施されているにもかかわらず、なお、当該製品の供給が十分でないときは、専利局は、期限を決めてその製造の拡大を命じることができる。この拡大命令に応ぜず、かつ、関係人の請求があった場合には強制実施権が許与される（69条）。

(3) 香 港

政府および書面でもって総督から権限を与えられた者は国王の事業⁽²¹⁾のために特許発明を実施することができる（特許登録条例7条B）。

特許発明の実施が政府によりまたは総督から権限を与えられた者により行なわれる場合は、そうすることが公益に反しないと総督が認める場合に限り植民地長官は特許登録人に対して実施数行為が開始された後、遅滞なくその旨を通知する。また、特許登録人が要求するときは、その都度実施数行為の範囲に関して情報を提供しなければならない（7条B5項）。

政府によるまたは総督から権限を与えられた者による特許発明の条件または補償金について特許登録人と政府の間で合意がなされないと、裁判所がそれらの条件を決定する（7条B3項）。なお、特許登録人と政府との間ににおいて支払金額が合意されるのに先立って、当該登録人が植民地長官に対して書面をもって自己の利益について通知をなした場合は、支払い金額に関する合意は当該登録人の同意を得ないかぎり効力を生じない（7条C4項）。

(4) シンガポール

政府または政府によって権限を与えられた機関は、次のような関連機関へ特許製品である医薬品を配布または使用する目的で製造、輸入または取得することができる。これらの行為は当該特許権の侵害行為とはみなされない〔特許（強制実施権）法前文〕。

(i) 政府または政府のために管理されている薬局、病院またはその他の医

療機関。

(ロ)大臣が官報に告示し、指定した薬局、病院または医療機関。

これらの政府の行為は、官報に公示されるとともに特許権者へ通知され、政府の特許発明の利用に対する設定条件が当事者間で合意に達しないときは、登録官が対価を決定する。その対価は、特許製品の工場渡し純販売価格の5%以内と定められている(13条)。

医薬品に関する特許発明は国内で実施されないかぎり利害関係人にはイギリス特許付与後いつでも強制実施権が許与され、または政府はいつでもその利用ができる。これらの規定は公共の利益のためばかりでなく医薬産業がシンガポールの重要な輸出産業であることとも関係していると考えられる。

6. 特許の相互依存(利用発明)に基づく強制実施権

(1) 韓国

特許権者は、特許発明がその出願日前に出願された他人の特許発明を利用する場合には、当該特許権者の同意を得るか、または強制実施権(通常実施権)を得なければ自己の特許発明を業として実施することはできない(45条3項、新98条)。利用発明の特許権者が利用関係にある先願の特許権者から正当な理由なく実施権の設定を受けられないときは、当該特許権者は自己の特許発明の実施に必要な範囲内で通常実施権許与審判を請求することができる。この場合当該特許発明が先願の他人の特許発明に比べて相当な技術上の進歩があるものでなければ通常実施権は許与されない。当規定は1982年法にはなかったが、86年法では物質特許の開放にともない利用発明が増えると予想されるので設けられた規定と思われる。当該実施権に対する対価を支払うかまたは自己の責に帰すことのできない事由によって支払うことができないときは、供託して強制実施権者はその特許発明を実施することができる(60条、新112条)。

(2) 台湾

他人の発明を利用してその特許権の存続期間内に追加（利用）発明をした者は、当該他人である特許権者に補償金を与えるかまたは協議により共同製造をしなければならない。特許権者は正当な理由がなければこれを拒否することはできない。当該特許権者が合理的条件の下にあるにもかかわらず追加特許権者に対して実施権設定を拒否したときは、特許発明が適当に実施されていないとみなされ、専利局は追加の特許権者の請求により強制実施権を許与することができる（特許法9, 67, 68条）。

7. 特許実施許諾契約における制限条項

特許実施許諾契約における制限条項の無効を特許法で規定しているのは台湾のみである（この項に関しては第6章、222ページを参照されたい）。

8. 特許の存続期間

1990年韓国法では特許の存続期間は出願公告日から15年であるが、出願日から20年を超えることはできない（新88, 89条）。86年法では前者のみ規定されている（特許法53条）。特許の存続期間は5年を限度として延長することができ、当該特許発明の対象、要件その他必要な事項は大統領令で定められる（87年同施行令9条の2）。現在は、医薬、農薬の特許発明に対して当該延長が認められる。86年台湾法ではその期間は出願公告日から15年であるが、出願日から18年を超えることができない（特許法6条）。香港法とシンガポール法では、その期間はイギリス特許登録後の残存期間である（特許登録条例7条、連合王国特許登録法7条）。なお、77年イギリス特許法では、存続期間は出願日から20年である。

9. 特許権の侵害に対する救済

(1) 韓 国

特許権の侵害および侵害とみなされる行為に対しては、民事上の救済手段として、(イ)侵害者または侵害するおそれのある者に対しは侵害禁止請求または侵害予防請求、(ロ)故意または過失による侵害者に対する損害賠償請求または不当利得返還請求があり、また、業務上の信用回復措置命令を受けられる（特許法64条、155～157条、新126～128、130、131条）。なお、1990年法では、特許権侵害に対する損害額推定規定と特許発明の実施料相当額を損害額として請求することを認める規定とを新設した（新128条）。

刑事上の制裁として、(イ)特許侵害の罪（仮保護の権利侵害も含む）に対する5年以下の懲役または2000万ウォン以下の罰金（侵害物は没収される）、(ロ)虚偽特許表示の罪に対する3年以下の懲役または500万（新法では2000万）ウォン以下の罰金、(ハ)特許庁職員等の秘密漏泄罪に対する2年以下の懲役または300万ウォン以下の罰金に処する規定がある（158、160～161条、新224、225、227、229条）。前二者の行為に対しては両罰規定が定められている（163条、新230条）。法人の代表者または法人もしくはその代理人、使用人その他従業員がその業務に関してこれらの違反行為をしたときは、行為者を罰する他にその法人または人に対してもこれらの罰金刑が科せられる。

(2) 台 湾

特許権の侵害行為に対しては（侵害行為とみなされる規定はない）、民事上の救済手段として、(イ)侵害差止請求、(ロ)損害賠償請求、(ハ)他人の特許発明の偽造、模造または盗用のため一切の必要な準備行為を完了した者に対する準備行為差止請求、(ニ)不当利得返還請求（民法179条）があり、また、侵害事件判決確定後は侵害者費用負担による判決文全文または一部の新聞公告に関して裁判所に請求できる（特許法81、84、87条）。なお、損害額の計算方法が規定

されている（82条）。

刑事上の制裁としては、(イ)侵害の罪——(a)偽造、(b)模造、(c)鋳造、模造品の販売、展示、輸入の行為の罪に対する懲役もしくは罰金 ((a)3年以下または10万元以下、(b)2年以下または5万元以下、(c)1年以下または2万元以下) または併科、(ロ)国家公務員等の秘密漏洩罪に対する3年以下の懲役もしくは4万元以下の罰金または併科、(ハ)虚偽特許表示の罪に対する6カ月以下の懲役もしくは1万元以下の罰金または併科に処する規定がある。なお、これらの行為に対して韓国法のような両罰規定はない。

また、外国法人の告訴権について1986年改正特許法において新しい規定が設けられた。認許を受けていない外国法人または団体は、特許法に規定される事項については、告訴、自訴または民事訴訟を提起できる。ただし、条約またはその本国の法律もしくは慣例により、中華民国の国民または団体がその国で同等の権利を享有できる場合に限られる（88条の1）。刑事訴訟法では認許を受けていない外国法人は当事能力がなく告訴できないので（刑訴232条）、特許法に特別の規定が設けられた。

（3）香港、シンガポール

香港特許登録条例とシンガポール連合王国特許登録法には特許権侵害に関する救済手段は規定されていないが、判例法および最高法院規則により侵害差止請求、損害賠償請求などが可能である（香港最高法院規則：命令5、29号、シンガポール最高法院規則：命令5、29号）。なお、特許権侵害事件で用いられる「アントン・ピラー命令」については、第4章、152ページの侵害に対する民事救済手段を参照されたい。

10. 職務発明

現代の特許発明の多くはノウハウと結合して企業戦略の武器となっており、また、それらは組織に負っていることが多い。そこで、職務発明（従業者発明

制度)における発明者の権利と使用者の権利の規定について述べる。

(1) 韓国

職務発明とは、被用者、法人の役員または公務員がその職務に関して発明したものが性質上、使用者、法人または職務を執行させる者の業務範囲に属し、その発明をするに至った行為が被用者の現在または過去の職務に属するものをいう。

職務発明の対象者は被用者、法人の役員および公務員である。職務発明に対して被用者等が特許を受けたときまたは特許を受ける権利を承継した者が特許を受けたときは、使用者等はその特許権に対して通常実施権を有する。被用者等の勤務に関してなされた発明に対しては職務発明を除き、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利もしくは特許権を承継させまたは使用者等のために専用実施権を設定した契約もしくは勤務規定の条項は無効とされる(特許法17条1項、3項、新39条1項、3項)。

職務発明に対して、被用者等は特許を受ける権利、特許権を契約もしくは勤務規定により使用者等に承継させまたは専用実施権を設定した場合は相当な補償を受ける権利を有する。この補償の額を決定する場合においては、その発明により使用者等が得る利益およびその発明を完成させることに対して使用者等が貢献した程度を考慮しなければならない。また、被用者等が正当な決定方法を提示したときは斟酌されなければならない(18条、新40条)。

なお、国家が承継した公務員の職務発明に対する特許権は国に属する。当該職務発明に対する補償金支払いについて必要な事項は公務職務発明規程(大統領令)で定められている(17条2項、18条3項、新39条2項、40条3項)。また、政府等とその研究機関の職務発明で公益上必要であると認められる出願は優先審査の対象とされる(80条、特許法施行令13条、新61条)。

韓国法の職務発明の規定は日本法のそれとほとんど同じであるが、後者より詳細に規定され、国有とされる特許権の規定など日本法にない規定もある。

(2) 台湾

従業者の職務上の発明については、特許権帰属はその発明がなされた状況により異なるが、発明者権保護の世界の趨勢や韓国法と比べても発明者権の擁護という点から一步後退している。

職務上の発明について従業者がなした発明がその性質上当該使用者の業務範囲に属し、かつ、従業者の担当職務に属するときは特許権は使用者に属する。ただし、別に契約があるときはその契約に従う（特許法51条）。

職務に関係ある発明については、その特許権は従業者と使用者との共有となる（52条）。

職務に関係ない発明についてはその特許権は従業者に属する。ただし、その発明が使用者の資源および経験を利用したものであるときは、使用者は契約によって当該事業においてその発明を実施することができる（53条）。

使用者と従業者間の上記の契約において、従業者がその発明の権益を受けることができない約定があるものは無効である（54条）。

11. 外国人の特許取得

韓国では、在外者たる外国人は特許の取得について、パリ条約または二国間協定によって内国民待遇を与えられる（特許法40条、新25条）。香港にはパリ条約が適用されるので（前述）韓国と同様である。シンガポールと台湾はパリ条約に加盟していない。したがって、前者は、二国間協定により外国人に内国民待遇を与えており、後者については、現在、台湾と二国間協定を締結する国家はアメリカだけである。両者は従前両者間で締結された通商友好条約はなお有効であるという立場をとっている（第4章、135ページ参照）。同条約第9条では、工業所有権の保護について相互に内国民待遇を与えることを定めている⁽²²⁾。

なお、台湾と外交関係を中断した日本は従前どおり慣例により特許出願が

認められている。NIEs 4カ国において日本人は特許の取得について内国民待遇を受けられる。

おわりに

NIEs は工業化の初期の段階から特許法を有していた。このことは、先進国からの技術移転を容易にしたとはいえ、韓国の例にみられるように工業化の初期の段階には特許技術の導入は少なかったと思われる。

先進国では、特許制度は技術開発の発展の基盤となっているが、長期にわたり研究開発支援策を行なってきている。NIEs においても産業技術の導入型から自主技術開発型へ少しづつ移行できるように研究開発支援策を強化している。韓国では1970年代の初めに技術開発促進法を制定して以来、民間企業が自主技術開発を積極的に行なえるように特に80年代にさまざまな法律を制定または改正してきた。これらの法律に基づいて自主技術開発支援策が実施されている。台湾とシンガポールでは70年代の終り頃から自主技術開発支援策に乗り出した。前者では韓国に比べると政策を実施するための法整備は遅れており、80年代半ばになって充実してきた。もっとも、これは政策の実施の方法の違いもあると思われる。後者のシンガポールでは国会で承認された自主技術開発支援策を実施するために諸制度を設けているが、関係法律は制定されていない。香港ではこのような政策はなく、民間企業の自主性に委ねられている。

NIEs における研究開発支援策の取組み方の違いは、特許法の整備のあり方にも反映しているといえる。韓国では、1961年特許法を全部で7回改正して先進国型の90年法が制定された。韓国は80年にパリ条約に加盟したのを契機として特許制度を先進国型に徐々に整備していくのであるが、実体規定の大幅な改正は行なわれなかった。しかし、86年と90年の特許法の改正を通じて特許を受けることができない発明分野の縮小、例えば、物質特許の開放、

特許の存続期間の延長、特許発明の不実施に対する制裁措置の緩和などの実体規定を先進国法と調和させた。

台湾では、1949年に最初の特許法が施行されて以来、4回改正された。79年に科学技術発展方策が公表され研究開発を刺激するために同年、特許法の実体規定が改正された。特許発明の不実施に対する特許権の取消制度の廃止、特許の存続期間の延長などの改正により特許の保護水準を先進国法に近づけた。しかし、86年の特許法の改正で医薬、化学物質の物質特許の開放に伴い特許権の取消制度を回復した。台湾は政治的立場からパリ条約、特許協力条約などに加盟していないので、韓国のように条約加盟を契機として特許制度の近代化、国際化をはかることがなかった。台湾では、実体規定ばかりではなく手続規定においても特許法の国際的調整を近い将来行なう必要があるだろう（90年3月特許法改正案が公表されている）。

香港とシンガポールでは、特許保護水準の点からいえば特許登録法の下に先進国並みのそれが保障されている。けれども、これらの法律は、技術導入を容易にしているとはいえ、独自の特許制度の発展には寄与してこなかった。近い将来、香港とシンガポールでは独自の特許法をもつことになるだろう。また、シンガポールは独自の特許制度を確立してパリ条約などに加盟することが望まれる。

(1) 文献(1), pp. 14~16.

(2) 文献(2), 36~37ページ。なお、1989年10月に商工部は「先端産業発展5カ年計画」を発表した。同計画によると、半導体、コンピュータなどを輸出主導品目とし、技術開発に対して研究開発費の支援または税制上の優遇措置が受けられることになる（日韓経済協会「韓国先端産業発展5カ年計画」協会報、1989年12月号、17~20ページ）。

(3) 文献(1), pp. 22~24.

(4) 文献(15), 90~94ページ。

(5) 『アジア動向年報』、1980年版、アジア経済研究所、373ページ。

(6) 『アジア動向年報』、1981年版、アジア経済研究所、361ページ。

(7) 現行のパリ条約改正問題は、1961年の第16回国連総会においてブラジルとコロンビアが「発展途上国への技術移転における特許の役割」と題する共同決議案を提出したことが端緒となっている。

1974年にパリ条約の再検討の問題は、WIPOの調整委員会においてインドによって提起された。これを受けて74年パリ条約改正のための政府専門家会合が招集され、パリ条約改正のすべての問題、就中、発展途上国に対する特別の利益をもたらすための追加規定を検討することを決定した。この決定は、発展途上国への技術移転における特許制度の役割という観点からパリ条約を再検討すべきであるという発展途上国の主張を考慮したものである。これにより現在のパリ条約改正問題の方向が決定された。

(8) 文献(26), 14, 16ページ。

(9) *Asian Wall Street Journal*, Jan. 5, 1990. 台湾のGATT加盟に対して日、米、ECは明確な支持を与えていない。

(10) 文献(10), 3ページ。

(11) 文献(13), No. 10, p. 13, No. 4, pp. 20~22.

(12) Registry of Trade Marks and Patents of Hong Kongでのヒアリングによる。

(13) 文献(9), 30ページ。

(14) 1980~86年の台湾における化学特許付与件数は外国人6730と本国人199で、本国人の全体に占める割合は2.9%にすぎない。化学特許数は農薬(A01n)が950(外) : 13(本)、医薬(A61k)が2388 : 8、その他化学類(C類)が3392 : 199である(文献(14), 197ページ)。

(15) 文献(10), 15ページ。なお、1986年改正特許法において、生産方法の推定規定を新設したが、「国内外で公知のとき」と定めている(85条の1)。

(16) 1979年特許法部分条文改正草案総合説明2条。

(17) 例えば、1977年イギリス特許法第1条第2項。

(18) 1986年特許法部分条文改正草案総合説明1特許保護対象の検討。

(19) 同上4、特許権実施の督促強化。

(20) 香港における登録証明書の交付によって生ずる権利の内容は香港の法令に別段の定めがないかぎり、イギリス特許権のイギリスにおける効力と同一である(特許登録条例6条)。1977年イギリス特許法は特許発明が不実施の場合は強制実施権の許与の申請をすることができる旨を定めている(イギリス特許法48条)。このイギリス法の申請理由が香港における特許発明の不実施に対する強制実施権許与の申請の根拠として解釈できるか否かは実際の事件において裁判所の決定を待たなければならない(文献(17), p. 246)。

(21) 1977年イギリス特許法55条では公務のための特許発明の使用という語に改められた。

- (22) 文献(11), 67ページ。

〈参考法令〉

〔韓国〕

- (1) 「特許法1961～90年」および「同施行令」(1986年特許法の日本語訳は、韓国産業経済研究所『韓国金融・経済関係法令集』に所収、英訳は Korean Legal Center, *Laws of the Republic of Korea*に所収)。
- (2) 「特許権の取用・実施等に関する規程」, 1987年 (アジア経済研究所仮訳)。
- (3) 「技術開発促進法1972～89年」, 「同施行規則」(日本語訳と英訳は第6章, 233ページ参照)。
- (4) 「韓国技術開発株式会社法1980～84年」(アジア経済研究所仮訳)。
- (5) 「新技術事業金融支援法」, 1988年 (日本語訳は韓国経営六法所収)。
- (6) 「工業発展法」, 1986年 (日本語訳と英訳は(1)と同じ)。

〔台湾〕

- (1) 「特許法1944～86年」および「同施行規則」(1986年特許法の日本語訳は文献(10)に所収)。
- (2) 「投資奨励条例1960～87年」(日本語訳は第6章, 234ページを参照)。
- (3) 「生産事業の研究開発費に対する投資控除適用弁法」, 1985年 (経済部投資業務処訳)。
- (4) 「生産事業研究開発費の計上に関する弁法」, 1986年 (経済部投資業務処訳)。
- (5) 「生産事業研究開発基金の設置・管理・運用に関する弁法」, 1986年 (同上)。
- (6) 「民間事業工業新製品開発奨励弁法」, 1983年。
- (7) 「科学工業園区設置管理条例」, 1981年 (文献(15)に所収)。

〔香港〕

- (1) 「特許登録条例1932～79年」および「同規則」(日本語訳は、『香港の工業所有権法』, アジア経済研究所に所収)。

〔シンガポール〕

- (1) 「連合王国特許登録法 1937～70年」(日本語訳は、『シンガポールの工業所有権法』, アジア経済研究所に所収)。
- (2) 「特許（強制実施権）法」, 1968年 (同上)。

〈参考文献〉

〔韓国〕

- (1) *Introduction to Science and Technology*, Ministry of Science and Technology of Republic of Korea 1988.

- (2) 『韓国科学技術年鑑』1988年版。
- (3) 松居祥二『韓国特許制度の解説』、発明協会、1982年。
- (4) 朴宇熙『韓国の技術発展』、文真堂、1989年。
- (5) 崔在一『韓国の特許・実用新案法』、アジア経済研究所、1979年。
- (6) 李丙昊『韓国的新特許法の要解』、通商産業調査会、1974年。
- (7) 本渡諒一『韓国改正工業所有権法案内』(『発明』Vol. 84, 1987年5月), 10~19ページ。
- (8) 松居祥二『韓国特許法1989年改正の概要』(『発明』Vol. 87, 1990年2月), 20~24ページ(本章では1990年1月13日の公布日を基準として90年改正法と称す)。
- (9) 『韓国特許庁年報』、1988年。

[台 湾]

- (10) 陳傳燦『中華民国(台湾)特許制度の解説』、台湾国際専利法律事務所、1987年。
- (11) 『台湾の知的所有権法』、交流協会、1988年。
- (12) 『中華民国科学技術年鑑』、1988年。
- (13) *IP ASIA*, No. 10, 1989, No. 4, 1990, Shomei Ltd. Co., Hong Kong.
- (14) 陳逸南『專利制度與產業技術革新』、新科技書局、台北、1988年。
- (15) 『台湾における科学技術振興の現況』、交流協会、1982年。

[香 港]

- (16) *Hong Kong 1986*, Government Information Services.
- (17) Michael D. Pendleton, *The Law of Intellectual and Industrial Property in Hong Kong*, Butterworth, Hong Kong, 1984.
- (18) *IP ASIA*, No. 2, 1988, No. 9, 1989.
- (19) Baker & Mckengie, Hong Kong—an Anti-counterfeiting Guide—, 1988.

[シンガポール]

- (20) Chng Meng Kng et al., *Technology and Skills in Singapore*, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore, 1986.
- (21) 『ハイテク産業に期待するシンガポール』、日本貿易振興会、1985年。
- (22) Singapore Economic Development Board, *Annual Report*, 1979年以降各年版。
- (23) *Singapore, 1989*, Ministry of Communication and Information.
- (24) *Singapore Science & Technology*, Science Council of Singapore.
- (25) *IP ASIA*, No. 2, 1989.

[一 般]

- (26) 田村明照「WIPOにおける発明の保護に関するハーモナイゼーション条約」(『発明』, Vol. 86, 1989年11月), 10~16ページ。

- 27) 「アジア NIEs の産業・貿易構造と国際競争力」(日本開発銀行『調査』128号, 1989年1月)。
- 28) 小川宗一他『不正商品問題概論』, 発明協会, 1989年。